

平成16年度第5回青森県行政改革推進委員会での委員等発言要旨

と き 平成16年10月18日(月)午後1時15分から  
と ころ ラ・プラス青い森 2階「カメラア」

出席委員 9名 青木委員、工藤委員、今委員長、佐野委員、田中委員、大黒委員、  
福士委員、程川委員、山本委員  
欠席委員 6名 内田委員、加福委員、木村委員、古川委員、佐々木委員、中谷委員

今委員長

本日の議題は、青森県行政改革大綱改定素案についての審議である。  
これは委員の皆様にあらかじめお送りしてある。第3回、第4回に  
おいて、一次素案について審議した。また、先の9月の定例県議会で  
の議論等を踏まえて、県において追加、あるいは修正したものである。  
この内容について、県の方から説明をいただき、それについて我々  
で意見交換を行って審議を進めたいので、御協力をお願いする。  
それでは県の方から説明をお願いします。

特別対策局  
天童局長

まず、この行政改革推進委員会においても、情報共有活動を積極的  
に進めるべきであるというお話があったので、関係各方面に対する情  
報共有活動を進めてきた状況について御説明申し上げたい。

これまで行政改革大綱改定一次素案について、県議会の各会派、市  
町村、関係団体、それからやはり行革を進めていくに当たっては青森  
県職員全体で一丸となる必要があることから、県職員に対しても説明、  
意見交換するとともに、ホームページで広く県民に情報提供をしてき  
たところである。

まず、県議会の各会派に対する説明についてだが、先般、9月定例  
会が開かれ、それに合わせて県議会の各会派に説明をし、常任委員会、  
あるいは本会議においていろんな議論がなされたところである。

なお、去る10月8日に自由民主党会派から、行財政改革の推進に関  
する提言が知事に提出されている。提言の趣旨はそこに書いているが、  
県としては、抜本的な行財政改革に全力を傾けて取り組むとともに、  
知事は県民理解の下、不退転の決意で財政改革プランを着実に進める  
ことが求められていると。将来にわたって持続可能な財政構造を構築  
していくことが必要である。我が青森県が地方分権時代にふさわしい  
自主自立の精神に立脚し、行財政改革に果敢に取り組む必要があると。  
青森県らしさに満ちた生活創造社会づくりをめざすよう具体的な取組  
方について提言をするということで、そこに個別のものは書いていな  
いが、行財政改革については12点の提言がなされており、その主なも  
のを一部御紹介したいと思う。

一つには、行政依存体質からの脱却を図り、民間にできることは民

間に、住民に身近な行政サービスは市町村という考え方のもとに、行政サービスを低下させることなく県行政の役割分担を抜本的に見直すべきということ。

それから、コスト意識、スピード感のある行政に努め、「運営」から「経営」に視点を置いた県行政を展開すべきだということ。

職員数及び職員給与の適正化を着実に進め、少数精鋭主義の徹底に努めることも指摘されている。

人事・組織の関係では、県庁内の意思決定機能の強化と職員のやる気、達成感が得られるような人事・組織の確立に努めること。

人材育成にも触れており、行政、民間を通じた人材育成を強力に進めるとともに、起業、再起業や経営革新に対する支援体制を強化するなど、地域の潜在力の活用に積極的に取り組むこと。

それからもう一つ、行政コストの削減を図るとともに、県有財産の売却を含む総合的な利活用による歳入確保に積極的に取り組むことなど、12点の提言をいただいている。

次に、市町村及び関係団体に対する説明については、改定一次素案策定後、説明会の開催、あるいは個別に訪問し、説明、意見交換を行ってきている。今までの実施状況は、9月末現在で、副知事、出納長をはじめ関係部局長等が説明にまわり、対象団体数は延べ358団体、実施回数で262回、取り組んできている。

3番目に県職員に対する説明だが、9月1日に庁内LANを用いて職員一人ひとりに向けて改定一次素案について周知徹底を図っている。

それから、9月3日から15日にかけて、知事部局及び教育庁の本庁、出先機関の全機関の職員を対象に計15回の説明、意見交換会を実施している。この他、各部局においても本庁職員、出先機関の職員に対して説明を行ってきている。

それから4番目に、県民に対する説明ということで、素案について広く県民からの意見を募集するためのパブリックコメントを、10月15日から11月15日までの1か月間実施している。出された意見を踏まえて、今後必要に応じて改定素案を修正していきたいと考えている。

それでは、改定一次素案から改定素案に、どのように修正されているのかを御説明する。

お手元にある、資料1「改定素案」、資料2「改定一次素案の修正」のうち、まず横長の資料2で説明するが、改定素案の1ページ、1行目から。修正しているところはアンダーラインを引いているので、適宜それを参照しながら御覧いただきたい。

まず一つ目、行政改革の目的。ふるさと青森県の未来を拓く「生活創造社会」実現のための大改革ということで、前は、「ふるさと青森県の再生・新生」実現のための大改革としていたが、この度、企画政策部の担当になるが、新青森県基本計画「生活創造推進プラン」(案)

が策定されているので、この計画と整合を図るために、ふるさと青森県の未来を拓く「生活創造社会」実現のための大改革と銘打っている。

例えば、基本計画では、青森県の課題を解決し、21世紀の中で確かな未来を拓く自主自立の青森県づくりを進めていくために、その目標とする姿として「生活創造社会～暮らしやすさのトップランナーをめざして～」を掲げ、その実現に向けて、そこに書いてあるような形で進めていくという具合に書いている。

それから(2) 行財政の大改革については、真に県民の幸せと県勢の発展につながる未来を切り拓く、云々ということにも触れているので、これらを適宜分かりやすくまとめたものとして、先ほど申し上げた「生活創造社会」実現のための大改革という形で置き直している。

それから、横長の1ページの二つ目、次も行政改革の目的のところ。

これは、1ページの下から1行目。この1ページは、極めて厳しい財政状況について述べた件であるが、その1行を足し込んでいる。このような状況を打開し、自主自立の青森県づくりを着実に進めていくため、ということを確認にした上で、財政改革プランで掲げる歳出削減、歳入確保等の取組を徹底し加速させていくということである。

これは、これまで、この委員会の中において自主自立の青森県づくりの推進は極めて大事であり、そこをより強調すべきであるという御意見がございましたので、その趣旨を踏まえて、この点においても明確にしたものである。

それから横長の2ページ、これも行政改革の目的のところ。2ページの8行目、これも新青森県基本計画「生活創造推進プラン」の策定に伴って、これとの整合を図るということ。前は「生活創造推進プラン」の具体の中身がまだ明らかでなかったもので、その時点における県のスタンスを踏まえて書いていたが、今度は「生活創造推進プラン」と整合を図って置き換えている。

大事なところなので読み上げるが、この大改革の強力な推進により、新青森県基本計画「生活創造推進プラン」を着実に推進し、「いきいきと働ける豊かな社会」、「健やかで安心して暮らせる社会」、「環境と共生する循環型社会」、「安全・安心で快適な社会」、そして「青森の豊かさを知り、夢を持って未来を拓く社会」といった、青森県が目指す将来像の実現に向け、「産業・雇用」、「健康」、「安全・安心」、「人財」、「環境」、この五つ、「人財」の「財」は財産の財、人は宝だと、こういう趣旨だということで、「産業・雇用」、「健康」、「安全・安心」、「人財」、「環境」の分野をはじめとする施策のより積極的な推進につなげ、真に県民の幸せと県勢の発展につながるふるさと青森県の未来を拓く「生活創造社会」実現を目指すものです、ということ謳っている。その下は整合を図るためのものである。

それから、横長の3ページ。これは素案では2ページ、行政改革の

推進項目のところだが、これも「生活創造推進プラン」との整合を図るものである。

次に、横長の3ページの下の方、素案の3ページ。行政改革の推進により目指すべき県行政の将来像というところだが、これは、前は3番のところに「～」が無かったが、今回、自主自立の青森県づくりを支える県行政の強力な展開という趣旨を明確にしている。

これも、先ほど申し上げた、この委員会における議論の中に、自主自立の青森県づくり、そこを強調すべきだということ、まさにそのとおりだという認識の下に、県行政の将来像については、「自主自立の青森県づくりを支える県行政の強力な展開」がポイントだという意味合いから、それを明確にしたものである。

それから、横長の4ページの上の方は、「生活創造推進プラン」との整合を図ったものである。

横長の4ページの下の方、行政改革の着実な推進ということで、素案の4ページ。青森県行政改革大綱の取組期間は16年度から20年度までの5か年間とし、この取組期間中、行政改革の着実な推進を図るため、「行政改革実施計画」を策定し、毎年度、行政改革の取組状況を点検するとともに、としていたが、ここの所に「行政改革の取組の実施スケジュールを定め」ということを明示している。

これは、先般の行政改革推進委員会、それと県議会においても、実施スケジュール、いわば改革の工程表となる実施スケジュールを明確に示すべきだという御議論が多々あり、それを踏まえてこういう形で置き直したものである。

続いて、横長の5ページ、改定素案の5ページ、本庁及び出先機関の見直しのところ。「このような出先機関の再編の基本方針の下」と「当面、次のとおり出先機関の統廃合を行います」というところの下に、2行足し込んでいる。

「出先機関の統廃合に当たっては、行政サービスの維持確保を図りつつ住民の利便性に配慮します」ということである。これは、先般の行政改革推進委員会においても、県議会においても、その他の場面においても、この出先機関の見直しのところについては、行政サービスを低下させないようにすべきだということも含めて、住民の利便性をきちっと考えていくんだということ、そこら辺を明らかにすべきだという御議論を賜ったところであり、そこを踏まえて2行を足し込んでいる。

それから、横長の5ページの二つ目、職制等の見直しということで、改定素案では6ページの下の方だが、職制等の「等」を足し込んで、職制について、より一層簡素で効率的な業務執行体制の構築を図る観点からの見直しを行います、ということしかなかったが、その下に、「併せて、グループ制についても、より一層簡素で効率的な業務執行

体制の構築を図る観点を踏まえながら、必要に応じて見直しを行います。」ということで、この委員会ではそういう議論はなかったと記憶しているが、県議会において、一人や二人ではなくて、このグループ制についてのメリット、デメリット、いろんな御議論があり、そういう趣旨を明確にするというものである。

それから、横長の6ページ、公共工事等コストの縮減のところ。

これは改定素案の11ページであるが、公共工事等のコスト縮減ということで、これも大事なポイントであるが、ここのところに、修正する前は「コスト構造改革プログラム」、16年度から20年度を策定し、地域の実情に合った制度・基準（ローカルルール）の導入、云々と、こう言っていたが、この委員会で先般御指摘があり、公共工事コストの縮減については公共事業の立案・設計から施工の完了までの各プロセスを総合的なコスト縮減の観点から見直しを行い、地域の実情にあった制度・基準（ローカルルール）の導入、云々と、こういう流れの御指摘があったことを踏まえて、関係部局とも協議しながら、そこら辺を明確にするための修正を加えている。

それから、その下、歳入確保の取組のところだが、これは「生活創造推進プラン」との整合を図るものである。

横長の7ページ、これも「生活創造推進プラン」との整合を図るものである。

7ページの下の方、改定素案では15ページ。行政サービス提供施設等の再編と運営体制の見直しのところ。ここは、公共的サービスの提供主体の多様化などの社会環境の変化を踏まえ、ということで、公の施設などの行政サービス提供施設等について、再編と運営体制の見直しを行います、としかなかったが、そこに3行足し込んでいる。

行政サービス提供施設等の再編と運営体制の見直しに当たっては、他の施設の活用や事業の民間への委託などにより行政サービスの維持確保が図られるよう取り組みます、ということであります。これは、行政改革推進委員会、あるいは県議会等においても御議論があったので、そこを明確にするということで追加している。

次に横長の8ページ、改定素案では24ページ、施策の選択と重点化という件。

これは「生活創造推進プラン」との整合を図るということだが、前は、左の方に何を書いているかというと、「新青森県基本計画（仮称）」における県行政の施策の基本的な方向に基づき、施策の選択と重点化を図るとともに、当該施策に対して予算の効率的な配分を行うことをします」とあって、その下に、「このため、新青森県基本計画（仮称）」の計画期間中は、法令の規定により策定されるものを除き、施策の基本的な方向を定める新たな個別計画の策定は行わない」云々ということで、技術的と言うか、そういうことを掲げているわけである。

ここの考え方そのものは、「生活創造推進プラン」のベースで、この考え方自体はそのまま生きているわけだが、この「生活創造推進プラン」の中でそれよりもっと重要なことが打ち出されているので、その部分を、もっと重要な方に置き換えることにしたのがこの右の方である。

もっと重要なのは何かと言うと、「このため、新青森県基本計画「生活創造推進プラン」における取組の基本方向の中から、今後5年間で県が重点的に推進する取組を五つ、「産業・雇用」、「健康」、「安全・安心」、「人財」、「環境」の五つの分野における10本のプロジェクトに取りまとめ、「青森県重点推進プロジェクト」として定めることとします」ということで、通称「わくわく10」、これが位置付けとして出てきたので、私どもとしても、行革というのは何も支出の削減だとか歳出の削減とかカットということだけではないわけであり、まさに我々が目指す行財政改革というのは、行財政基盤の確立を図るというもの。何のための行財政基盤の確立かと言うと、前向きの、いろんな生活創造社会を実現する、これを支える行財政基盤の確立ということであるので、「わくわく10」という取組を取り上げるということによって置き換えたものである。

最後に9ページ、これは「生活創造推進プラン」との整合を図るというもの。以上が資料の2でございました。

この先のことになるが、「知事による行政改革大綱及び生活創造推進プランの県民説明会」について。

いろいろな情報共有活動の中で、これは知事から出てきた話であるわけだが、生活創造推進プランと行政改革大綱について、自分が説明をするということを判断され、ここにあるように11月2日に弘前市、11月3日に青森市、11月8日に八戸市ということで、県民説明会を開くということにしている。

そこで、私どもが改定素案をまとめる考え方、この改定素案そのものがかなり膨大なものであるので、分かりやすく一つの資料にまとめたものがあり、情報共有活動の展開の一環にも使うということにもしている、参考までに御説明申し上げたいと思う。

(プロジェクターでスクリーンに映写して、説明)

まず、青森県行政改革大綱改定素案ということで、今回の目的、ふらさと青森県の未来を拓く「生活創造社会」実現のための大改革ということで、この大改革を進めなければならなくなったのは何故かという、県の財政状況がある。こういうことで、財政改革プランの策定という経緯をまず御説明するというようにしている。

青森県の今までの財政運営を考えてみると、いろんな見方があるわ

けだが、一つには収入以上の支出を行ってきたという側面はあると言わざるを得ないと。それは何故できたかと言うと、基金があるからでもあるが、いろんな厳しい財政状況の中で考えてみると、その当時策定した中期財政見通しと、平成15年に中期財政試算を行ったところ、このままでは平成18年度に貯金である基金が底をつくということで、財政再建団体に転落するのは必至という情勢であった。

そこで財政改革プランを策定し、それじゃダメだということで取り組んだのが、その結果どうなるかと言うと、財政改革プランを推進する前は赤の下の方に落ちていく線だが、財政改革プランを策定して上の方に持ち上げている。プランの推進後ということで、青のライン。

何をしたかと言うと、財政改革プランの取組みということで、人件費の削減、事務事業の見直し、それから投資的経費、いろんな箱モノの整備であるとか道路とか河川とか、そういう公共事業的なものも含めて投資的経費の削減など支出の削減、これを徹底する。

併せて、支出の削減だけではなくて、入ってくるお金、収入の確保も大いに図っていくということをして、マイナス1,300億円を391億円というところまで持ち上げていた。財政再建団体への転落を回避すると、これが一つ。

それから平成20年度で一定規模の基金残高391億円とあるが、収支均衡、収入と支出のギャップの解消を達成するという道筋をその時点でつけた。それで終わっていただいいのだが、ところがどっこい、やっとのことで、やっとの思いで財政改革プランを策定して、さあこれからだ、こういった16年度のスタート時点において何があったかと言うと、忌々しい気持ちが個人的にあるわけだが、三位一体の改革ということで、地方交付税収入の急激かつ大幅な削減、地方交付税というのは国から来るわけであり、言ってみれば国から来る仕送りのようなものと、それが急激かつ大幅に削減されてしまったということ。と言うことは、収支ギャップが大幅に拡大するということである。

そこでどういうことになるか。中期財政試算ローリングを平成16年5月時点で行ったら、391億円の青のラインが下の方に下がって赤くなる。交付税の大幅削減で下の方に下がって、要するに391億円がマイナス439億円ということで、再び、と言うか、またもやと言うか、財政再建団体転落の危機ということで、このままではどうにもならない危機的状況にあるということ。

それでは、財政再建団体とは何かと。これは言ってみれば県が倒産するのと同じ事であるから、まず一つは県の自主性が失われ、県民ニーズの反映が困難になる。

それから、県独自で行っている事業、あるいは市町村・団体へ補助金を出しているが、これもストップ。例えば、小中学校における少人数学級の関係、それから重度の心身医療費の助成、それから乳幼児医

療費の助成、私学の運営費の助成、商工農林水産業を支える各種助成措置、青森県が独自に幅広くいろんなことをやってきているわけだが、そういうものがストップするという懸念が大いにある。このようなことも廃止とか縮小という形に追い込まれることが考えられる。

それから、道路、河川、県立学校、交通安全施設などの公共投資の大幅な削減。特に単独事業はストップということが想定される。

ということで、財政改革プランでいろんな取組みをしたわけだが、それを上回る大幅な削減に直面して、県民生活に極めて深刻な影響が懸念されるということ。

その他にも、そこに書いていないが、例えば高校授業料だとか使用料、手数料、歳入を確保するために大幅な引き上げをしなさいというようなこと等も含めて、国の指導監督の下に、その際の国の指導監督というのは、県にはいろいろな実情があるが、そういう考慮を欠いた国の指導監督の下で、急激かつ大幅で強制的な財政再建に直面してしまうということである。

その結果どういうことになるかということ、青森県の自主性は無くなってしまふわけであり、したがって何としてでも財政再建団体に転落することは回避しなくてはダメだということである。

私、これまでいろんな場面においてこの辺を説明している。例えば、市町村の首長さん方との会議の場面において説明してきているが、その際に、財政再建団体に転落してもいいじゃないかという趣旨のお話をされた首長さんもおられる。それから、かつては自分の所はそういう経験をしたんだけど、それについてはやりようがあるとおっしゃった首長さんもいるが、私どもは、そういう前の、言ってみればこれまでの地方財政対策等も含めての国の考え方ががらっと変わってきているんだということも含めて、かなりな激論をやりとりしたということの経緯があるけれども、私が申し上げたいのは、本当に財政再建団体に転落してしまえば、何もできなくなってしまう、青森県に未来はないということを言いたい。ですから、私どもはそれを回避することのために、今、全力で取り組んでいくということをお願いしたい。

そういうことで、国の三位一体改革による地方交付税が大幅に削減されることによる財源不足の拡大。まさに本県は、今、財政再建団体転落への危機的状況にある。そこで何をするかとなるわけですが、一つには財政改革プランで取組を決めているので、それを徹底して加速させる。それだけでは足りないので、これに加えて新たな視点からの取組を含め、行財政の大改革の断行が必要だということになるわけである。

これは委員会の中で前に説明したことだが、三位一体の改革による交付税の大幅削減に伴って、財源不足が拡大したのを平成17年度から



20年度までの4年間という形で捉えると827億円ある。新たなターゲットが827億円の財源不足をどうするのかということであり、それについて、今、行財政改革ということであるんなことをやって、まとめたものが、お金的には415億円なので、更に412億円ある。つまり、半分しかいっていないんだということ。

そこで、行財政の大改革、3つの大きな柱を掲げている。

まず一つ目、左から、自主自立の青森県づくりを支える行財政基盤の確立をしなければダメだと。何と言っても、この行財政基盤、ここをきちっとしないことには前に行けないということ。

それから二つ目、県の役割の見直しによる行政サービス提供体制の新たな構築をしようじゃないかと。これが大きな二つ目の柱。

それから三つ目、県民の目線に立った成果重視型の行政経営の推進ということ。前に申し上げたが、行政の場面において成果を重視するという点については薄かったんじゃないかということの反省も含めて、これからは、とりわけこの成果重視型ということを重点にして取り組んでいく必要があるという認識である。

次に、一つ目の大きな柱、自主自立の青森県づくりを支える行財政基盤の確立で何をするか。これで行財政運営システムの簡素・効率化を進めていく。

具体的にどうするのかということだが、で組織の簡素・効率化を図っていくということ。そこに6つのビルみたいなものがあるが、それを半分、別に半分にこだわっているわけではないが、そういう形で統廃合を進めて簡素・効率化を図っていくということである。

そのために、本庁の組織を見直す。それから出先機関についても状況がいろいろと変化してきている。市町村合併の後の地方分権の進展、あるいは道路整備による県内の時間距離の短縮、あるいはITの普及等による通信手段の発達などという大きな社会環境の変化があるので、そういうことを踏まえた上で統廃合を行うこととしている。

そこで大事なものは何か。そこにある行政サービスの維持確保、住民の利便性への配慮、ということ。個別の出先機関の見直しに当たっては、先ほども説明申し上げたが、行政サービスの維持確保を図りつつ、県民の皆様の利便性に配慮して行う、ということである。

次が、職員数の適正化ということで、一般行政部門の職員が今、約5,300人いるが、これを約4,500人にする。800人の削減。5,300人に対して15%の削減ということになる。言ってみれば、少数精鋭の職員でこれから対応していくと。対応していくと言うよりも、そういう形にせざるを得ないということである。

次に、事務処理の効率化。総務事務センター（仮称）設置などによって、事務処理の効率化を進めていく。総務事務センター（仮称）は何かと言うと、これはある意味での目玉なので触れるが、県の事務

の中には県民サービスに直結しない事務、内部管理事務というのがある。例えば、給与の支給事務であるとか、我々が出張する時の旅費の支給事務であるとか、あるいは福利厚生事務とか、そういう県民サービスに直結しない内部管理業務があり、それについて総務事務センター（仮称）を設置して、ITを活用した集中処理等を進めるなど、事務処理の一層の効率化・省力化に努めていくということ。

それから、公共工事コスト等の縮減を進めていく。ファシリティマネジメント、あるいは書いてないが、特に橋梁の関係とかのアセットマネジメントという新たな取組を導入し、併せて県有施設の維持管理コストの縮減も図って参りたい。

それから、歳入の確保ということで、いろんな行財政改革等を進める時に、歳出、お金が出る方だけを押しえたりカットするだけではなくて、むしろそれと並んで大事なのは歳入をいかに確保していくかということだろうと思う。そういうことで、ありとあらゆる努力をしながら、今までの取組を含めて、それ以上のいろいろな取組みをしていく必要があると認識している。

続いて、県の役割の見直しによる行政サービス提供体制の新たな構築という大きな柱は、とどのつまり、県行政の役割分担を抜本的に直すということである。

具体的には、まず市町村との連携協働というのがある。市町村との連携協働について考え方を申し上げると、今後、市町村合併が進んでいく、ということは、市町村の行政区域が拡大し、併せて行財政基盤の強化が見込まれるということなので、その中で県民の皆様身近な行政サービスは、できるだけ県民の皆様身近な市町村が主体的に実施することができるよう、市町村への権限移譲を進めていく。

県はどうするかというと、市町村の区域を越えた広域的な行政サービスや行政課題に対応していきたいと考えている。それが20世紀から21世紀にかけての今後のいろんな社会の流れだという具合に認識している。ただ、権限移譲する時に一番大事なのは、財源措置とか人的支援が大事なわけなので、これについてきちっと対処していくということである。

次は、先ほどは市町村であったが、今度は民間の方である。民間活力の活用ということで、いろんな社会の環境変化を見ると、昨今、特に地域において社会公共的なサービスを支える主体がいろいろと出てきている。民間企業もそうだが、NPO等の市民活動団体等なども。そこで、そういうものとの適切な役割分担に基づき、民間にできるものは民間に委ねるということで、民間委託を積極的に進めていきたい。

それから指定管理者制度。県の施設、公の施設というのは種々あるが、これについて指定管理者制度を導入していきたいということ。これは地方自治法が改正になって導入された制度で、今までは公共的団

体にしか管理を委託できないという制約があったが、今度は民間の事業者であれば、個人はダメだが、例えば株式会社とかでもいいということで、民間のいろんなノウハウを活用しながら、そういう形での運用を委託できる制度が導入された。

これは、ある意味では、地方の今までの一つの願いであったものが実現されたという位置付けもできるだろうと思っている。ここで大事なものは、そこに「雇用」と書いてあるが、これらの取組は、県の事業を民間に開放するとか、あるいは民間の事業参入機会の拡大にもつながるだろうとみられるので、新たな雇用の創出に十分配慮しながら積極的に進めて参りたいと考えている。

次が、行政サービス提供施設等の再編等ということ。先ほども修正した箇所があるわけだが、公共的サービスの提供主体の多様化を踏まえて取り組んで参りたいということで、先ほども言ったが、大事なものはそこに書いてある行政サービスの維持確保ということ。再編に当たっては、他の施設の活用とか、事業の民間委託などにより、行政サービスの維持確保が図られるよう努めるということである。

が、公社等の改革。公社等を取り巻くいろんな経営環境とか社会経済環境というのが非常に変化してきている。統廃合とか経営革新を積極的に進めて参りたいということである。

それから、地方独立行政法人への移行を検討するということが、県の試験研究機関とか県立保健大学について、研究の高度化、運営の独立性を高め、効果的な管理運営を行うため、独立行政法人への移行を検討していくというものである。

それから次は、三つ目の最後の大きな柱だが、県民の目線に立った成果重視型の行政経営の推進、つまり行政の経営革新ということ。

まず、県民の皆様と一緒に行政を進める参加・協働の環境づくりを進めて参りたい、これが一つ。

そして、県民からの行政ニーズを的確に把握し、左の方に成果重視型行政とあるが、最少の経費で最大の効果、これを文字通りそういう形でやっていくということに徹したいと思う。そういうことで、成果重視型の行政経営を進めていくと。

大事なものは、コスト意識とスピード感。いろいろとお金を考えた場合に、人間は自分のお金を使って自分の家を建てるとかという場合にはいろんなことを寝ないでも考えてやるわけだが、人のお金と言いますか、自分のお金ではないものを使ってやるとなると、なかなかそこまではいかない、ということではいけないわけなので、よりコスト意識というものを徹底していくと。

それからもう一つは、スピード感が、民間とよく比較されるわけだが、とにかくスピーディーにいろんな段階、段階で進捗状況を確認して、次にどういう手を打っていくかということ、民間では当たり前

のごとくおやりになっているわけですが、どうも行政の場面では、今まではそうでもなかったということの反省点も含めて、そういうコスト意識、スピード感というもので、まずは職員の意識改革を徹底して行いたい。そういうことで、先ほど申し上げたように、少数精鋭の職員で、より質の高い行政サービスを提供して参りたいということ。

今回、行財政の大改革を進めていく、行財政の大改革を進めるのは、行財政基盤の確立を図りたいというもの。何のための行財政基盤の確立かと言うと、大きい目的からいけば、自主自立の青森県づくりを推進するための、そして青森県の未来を拓く「生活創造社会」の実現を図るため、そういう形を支える行財政基盤の確立という観点から、この行財政の大改革を強力に、何としてでも成し遂げて参りたいと考えているわけである。

今委員長

ただ今、改定一次素案から、どこがどういう趣旨で変わったかという説明があった。それから、知事が県民説明会で実際に使われる資料に基づき、このような形で県民に説明をするという内容の御紹介があった。

ここでの審議は、改定素案について。先ほども説明があったが、我々の審議が反映したところもある、それから県議会等での審議が反映したところもあるように思う。それについて、さらに審議をしたい。

まず、いくつかアンダーラインを引いた所があり、これは私が述べた所がこういう形になっているのか、と思われた所があるかと思うが、それらの点からまず話を進めたい。

改定素案を御覧いただきたいが、県の新しい生活創造推進プラン、基本計画に基づくものは、これはそれとの整合性を図るということでよろしいわけだが、我々の委員からの意見を採り入れて、いくつか改めたところがある。3ページの自主自立、3のところ、行政改革の推進により目指すべき県行政の将来像とありますが、そこにサブタイトルを入れて自主自立、これを強調すべきだというのがあったが、これについてはいかがですか。

程川委員

自主自立ということを県民に理解していただき、バックアップをいただくという姿勢を明確にするべきだと。共に行政改革に向かって進むべきだということで御意見をさせていただいた。

私としては、以前のものよりと言ってよろしいのか、理解できるものであるし、この面を数多くの県民の皆さんに伝えていただきたいと思う。

今委員長

それから、次の4ページのところで、取組の実施スケジュール、これをきちんと明記した方がよろしいと。工程表という言葉が委員会の

審議の場では出たのですが、これは確か加福委員が言われたことだと思うが、これもこういうふうなスケジュールという形を明示したので、実際に行うことは、毎年度に具体的に今年は何をやるかというのを決めて、それはどこまで進んだかというのを点検することになると思うが、そういう形で明示されたということは、これは理解できることだと考えられるのではないのでしょうか。

行政経営推進室  
阿部室長

スケジュールの関係、工程スケジュール。具体的にどうするかについて、ここには書いていないので、御説明させていただきたい。

今回の大綱については、何年度に何をやると、具体的に書いているものもあるが、書いてないものもある。それについては、16年度から20年度までの分、全てについて5年間分の実施スケジュールを今年度中に、そういったものを書いた実施計画というものを立てる。それは17年度に何を実施する、18年度に何を実施するという形で、20年度までの分、一括してお示ししたいと思う。

その上で、来年度以降は毎年度の実績、どういう形でその計画通りやったか、やらなかったか、更に、もしやれない場合には、どういう事情があってやらなかったか、それについては今後どうしたらいいのかとか、そういうローリング、見直しをしていくということで、今年度中に20年度までの分をやった上で、来年度以降は毎年度それを見直ししていくという形で、具体的に大綱の実施を着実にしていきたいと考えている。

今委員長

そういうことを大綱にきっちり文言を入れておくと、そういうことをやるというのが明確に見えるわけですね、分かりました。

それから5ページ、いろいろここでも意見があった。

出先機関の統廃合に当たっては、行政サービスの維持確保ということをはっきりして、これを図り、住民の利便性に配慮しますということが謳われた。これについてはいかがでしょうか。

佐野委員、お願いします。

佐野委員

こういうふうな文章でもって明示していただければ、私達もまた県民も、更にいろんな施設の統廃合があったとしても安心かなと思うので、このところの文章が載ったということで、本当に県が責任をもって、統廃合になったとしてもいいんだなと思えるのではないのかなと思う。

特に、私が何回も言うように、普及センターの統廃合に関しては、農家自体が、農業者自体が非常に不安を抱えている。県では攻めの農林水産業と銘打っておきながら、何故統廃合が進むんだというような不安感を抱いているので、こういう文章が入ることによって、ちょっ

と地域が、事務所が遠くなるかもしれないが、そういうふうには地域農業の維持、そしてまた青森県の主力である農林水産業がきちっと経営維持できますよという裏付けがここに出されているかと思うので、いいと思う。ありがとうございました。

山本委員

私も、今、佐野委員がおっしゃったように、例えば農業改良普及員の在り方の問題等含めて、やはり統廃合されるにしてもきちんとした住民サービス、県民サービスをきちん担保すべきであるということをお願いしてきたわけだが、このことによって一定程度の理解を県民も得ることができるし、私もこういうことで、できれば利便性には配慮をするということなので、是非そのようにしていただきたいと思う。

今委員長

それでは6ページの職制等の見直しのところで、下から2行目のところ。職制等という言葉が入ったということと、下から二つ、グループ制についてより一層簡素で効率的な業務執行体制の構築を図る観点を踏まえながら必要に応じて見直しを行う、ということだが。

山本委員、お願いします。

山本委員

具体的に、県の素案ができた段階で県議会の方の意見があったということは承知しているが。

実は、この委員会の最初に聞いたことがあるが、いわゆる役付者が6割もあるということについて考え直すべきであるというような発言をした経過があって、そのことが受け入れられたのかなという感じている。

そういう意味からすると、やはり必要に応じた効率的な業務執行体制の構築を図るということを是非徹底していただきたいと思う。

特別対策局  
天童局長

先程来、佐野委員から、山本委員からもお話があるわけだが、出先機関の統廃合の関係、特に農業改良普及センターについては、今までいろいろな市町村とか団体とかお話をする場面においてもいろいろと御指摘を賜っているところだが、私どもは今までのいろんな行財政改革を進めていくためのきっかけというのは、多額の財源不足ということであるが、私、何度も申し上げてきているのは、その財源不足はきっかけであるんだけど、今までのいろんな考え方、発想、やり方というものを考え直してみようじゃないかと。

今まで20世紀は対応できたが、21世紀はそうはいきませんよというのが多々あるという現状を踏まえた上で、より効果的、効率的にやるために、どうやっていけばいいのかということ踏まえながらいろいろと考えていきたいということをお願いしているわけである。

その中で、例えば農業改良普及センターについても、先ほども出て

いるが、農業者の利便性であるとか、普及活動の重点化、あるいは関係団体との連携強化といった課題があるわけなので、そういったものを総合的に検討して、より効果的な体制づくりに努めていきたいというのが県の考え方である。

それから、山本委員から役付職員の関係があったので、大塚人事課長から。

人事課  
大塚課長

初回の会議だと思ったが、役付比率についていろいろと話があった。職制の見直しについては、従前から県の職員の職制は非常に分かりにくいと。ものすごい数があって分かりにくいということがあり、18年度から地方公務員制度の見直しの予定がある。それに併せて、職制についてもシンプルにしたいというのが一つの着眼点である。

もう一つのグループ制というのは、これは分かりにくいと思うのだが、今まで班制度だったものをグループ制度にして、よりフラット、分かりやすい組織体にしたということなのだが、これについてはいろいろと御批判があり、できるだけ簡素で効率的な行政運営を目指すという観点から、やっぱり見直すべき事は見直しをするという観点で、このグループ制の見直しということが出ている。

直接、山本委員の役付比率がどうなるのかということについては、今後検討しなければならない問題だと認識をしているが、ここで言わんとしているのは、いわゆる職制を、よりシンプルにしたいということが一つの眼目である。

今委員長

次に、11ページの公共工事コストの縮減の所で、公共事業の立案・設計から完了までの各プロセスについて、ライフサイクルコストを含めて総合的なコストの縮減の観点から見直しを行うと、こういうものを挿入している。これについては工藤委員、お願いします。

工藤委員

細かい所まで、全体的な公共工事の観点から修正していただいて、大変嬉しく思っている。

ただ、今、県の公共工事、設計に関してはだいぶ民間委託ということがなされているが、施工の工事監理に関しては県の方でやっているので、トータル的にコスト縮減を考えるのであれば、工事監理等も将来的には外部委託とか、そういう形に持っていけないのかなと思っている。

文章に関して、特にそれについて修正してくださいというわけではないが、そういう考え方もできるのではないかなと思う。

今委員長

ありがとうございました。ただ今の点はどうでしょうか。

監理課  
西堀  
企画調整報道監

御指摘がありました工事監理の外部委託、その他に関しても民間にできることは民間にということで、いろいろ検討をしている最中ですので、よろしくお願いします。

今委員長

それも含めて検討をしているということですね。

監理課  
西堀  
企画調整報道監

はい、そうです。

今委員長

次の12ページは、これは基本計画のところ、それから13ページも基本計画との関連ということ。

15ページ、ここは行政サービスの提供施設等の再編と運営体制の見直しという所だが、ここも先ほどのところと関わるところがあるが、行政サービスの提供施設等の再編と運営体制の見直しに当たっては、他の施設の活用や事業の民間への委託などにより、行政サービスの維持確保が図られるよう取り組みますということである。

これは、直接は内田委員が言われたのではなかったかと思う。今日御出席ではないが、これに関してはどなたかございませんか。

佐野委員

(5)にこういう文章がある。行政サービスの点だが、今まで農業後継者、また農業指導者等の育成ということで、営農大学校、農業大学校。結局、統合していろんなことをした場合に、本当に農業者がこれから激減していくというのが目に見えている。私どもが今、60歳になって、農業経営者としてはまだ中堅どころ。昔であれば農業者年金をもらって息子に経営移譲をして、楽隠居というところが、息子達は外で勤めてるから、まだまだ現役で、あと10年、15年というのを維持していかなければいけない。

しかし、私が80になった時には、おそらく今の農業者の数は半分以下になるのではないかと、ということを思うと、農業に関係する教育施設は統合してやるが、そこで学ぶ、将来農業後継者になるための学ぶ施設を本当に充実させたい。ある意味では今まで県費を、実は私の息子も、私的なこと、プライベートなことを話をすれば申し訳ないが、黒石の農業大学校を終えて、今、国の機関で働かせていただいて、米の関係のところにいるが、本当にあそこで育ててもらって良かったなという実感があるので、ここの営農大学校の方にそれが移ったとしても養成の内容を充実させて、農業後継者を育てて欲しいという思いが、一人の農業者としての思いがあるので、よろしくお願いします。

農林水産政策課

今、佐野委員のおっしゃったことだが、ここに書いているとおり、



鳴海  
企画調整報道監

農業大学校と営農大学校は統合するのではなく、農業大学校は廃止して、営農大学校、これは農業者養成の方だが、高度営農者養成のための機能の強化を図る。

行政改革の素案の中では、なかなかこういった表現はないのであって、機能の強化を図る、あるいはレベルの高い農業者をもっと育成していくといったような形で、農業者育成については営農大学校を充実する方向で強化することになっているので、御了承願いたい。

今までやってきた農業大学校、黒石の、佐野委員の子どもさんも卒業されたところだが、ここの本来の主旨は、農業改良普及員を養成する機能を持った組織であるが、その普及員については、今後、国の方でもレベルの高い普及員の資格試験が必要となるので、そういうことも踏まえてこの農業大学校は廃止する。その分、農業者本体の方の養成を充実することになっているので、御理解願いたい。

山本委員

前回の意見反映の場で、私は民間移譲の関係で、すこやか財団のことを例に出しながら意見を申し述べたが、そのことについての見解ということで、基本的には理解をしたいと思う。

その上で、もう少し意見を述べたいと思うのだが、特に、素案では指定管理者制度について平成18年4月を目途に導入したいと。それについても特段異論はないが、ただ、配慮いただきたいのは、単に民間のノウハウという効率化のみを求めた、いわゆる安上がりの委託ということではなく、やはり、例えば具体的に県立はまなす学園とかをみた場合に、それらの施設の管理についての管理責任、さらに、そこに働いている職員の労働条件の確保等の責任というものを明確にさせるべきではないかと思うし、その上で公共サービスの質の担保、あるいは専門性とか継続性の保障をきちんと図っていただきたい。

そして、仮に委託になった場合、現にそこに雇用されている職員の雇用をきちんと守るというような雇用問題等についての配慮を県の方から注文を付けていただきたい。

特に、個人情報の保護については、例えば県営住宅及び特定公共賃貸住宅もその範囲に入っているようであり、これらを一つ例にとると、県営住宅の管理を仮に民間事業者に委ねたとした場合に、個人の所得などの個人情報を民間事業者が扱うということに当然なるわけでありまして、こうした個人情報の扱いについては、やはり個人情報保護条例では規定をされていないので、それらの点についても十分県として、条例の見直しだとか、強化をしていただきたいということがポイントになると思うので、そういう点に留意をした対応を是非お願いしたい。

行政経営推進室  
阿部室長

指定管理者制度の導入は、委員がおっしゃったように単に安上がりの委託で済ませようということだけではなく、当然その根底にはより

充実した県民サービスの向上を図っていきたい、そのためには、むしろ行政側がやるよりも民間のノウハウを活用した方がより県民の皆様にはサービス向上が図れるのではないかと、そういう観点で導入したいと思っている。

それから、管理をするに当たっては、委託をする際にいろんな協定とかを結ぶ。その際に管理の基準を示して、管理が低下しないように、今よりもサービスが低下しないようにきちっとそういうものを定めた上で業者の方に委託をするを考えている。

個人情報の保護にも十分気を付けるようにということだが、これは当然のことであって、これも業者の方と協定を締結するわけだが、その際に知り得た情報についてはきちっと守秘義務を課して、個人情報が漏れることはさせない。

また、そもそも基本的に、まず個人情報が、本当に秘密の個人情報についてはもちろん業者にも当然いかないう形で考えていききたいと思っている。

今委員長

これは私の方からお聞きしたいのだが、民間に委託する場合に協定を結ぶとなると、サービスの質が下がらないようにとか、いろいろなことがあると思うが、それに民間が応ずるために、つまり従来と類似の質のサービスを維持するためには、民間ベースでコストの点で見合わないだとか、極端なことを言うと、民間の応募者がないだとか、そういうことがあり得るかもしれない、協定で条件を厳しくすると。その時に、例えば県の方で金銭的な補助だとか、何らかの支援だとか、そういうことは考えられるのか。

特別対策局  
天童局長

認識とすれば、県が自ら、あるいは従来と同じような形でやるよりは、より効率的・効果的に行われるだろうという前提に立っているものなので、逆に申し上げれば、県が自らやっているというのは、言ってみれば経費的にもコスト的にも高くつくと言うか、効率性が悪いということも含めてあるのではないかと考える。

だから基本的には、やはり指定管理者制度を導入した方がサービスの点でもお金がかかるコストの点でもメリットはあるだろうという認識をしているわけだが、万が一、民間に頼むことによってかえってコストが高く付くとなれば、そちらの方には頼めないことになるし、指定管理者制度だと、例えば委託料を払っていくということになるわけなので、それと別途に何か補助金を出すとかということは考えにくい。

だから、より効果的、効率的にいけるような方々を募集していくと。そのためには、それなりの時間も余裕を持って公募、募集していくということで進めていきたい。

今委員長

そういう応募する企業とか事業者の方は十分あるだろうと、少し時間を掛ければあるだろうということか。

特別対策局  
天童局長

ものによるが、基本的にはあるだろうと認識をしている。

今、委員長がおっしゃったことが全くないかと言えば、それは全くないと言い切れるものではないが、基本的なことからすれば、そういう応募をいただける方がまさに幅広にあるだろうという認識である。

今委員長

補足で質問したが、民間活力の活用については、表現は変わってないが、今の御説明で内容がより明らかになったと思う。

表現が変わった所は、24ページ、ここは基本計画の内容と整合。

今、ざっと変えた所だけに限って一応確認を取ったわけだが、そこに限らず、改定素案という形で議論がかなり収斂しつつあるのではないかと思われるので、ここは是非この機会に確認しておきたいとか、あるいはこういうことを考慮していただきたいという要望等があったらお願いします。

大黒委員

正直言って、あちこち不満を抱きながら読んでいるが、まず、例えば職員の給与制度、あるいは処遇制度について、具体的にこうやったらどうですかと提案させていただいたと思うが、その辺の修正はほとんどございませんで、処遇について法律による公務員の身分が守られているんですというお話があった。

まず第一に聞きたいのは、公務員の身分だが、これはこの法律に従った給与制度、あるいは処遇制度をしないで、県で独自のものをやったら、国の方から、例えば法律違反で訴えられる、あるいは行政権限を取り上げられるというようなものなのか。それとも、単に指導が入るといっただけなのか。その辺のところがよく分からない。それが1点。

それから、諸手当等の見直し、給与制度の見直し。諸手当等の見直しについても、特に返答はありませんと申し上げたが、退職金についても見直したらどうかという御提案を申し上げたはず。そのところはどうか。

それと最後の方、22ページ、経営評価制度の導入について。経営評価ではなくて、当たった人の経営責任について明記されるべきではないかということをお願いしたが、その辺のところはどうか。

人事課  
大塚課長

私の方から、職員の給与制度と退職手当の見直しの関係について。

広く言えば、大黒委員の方から給与制度については具体的に、何をどう改革する、見直しをするということの表現がないではないかという御指摘だが、実は、大黒委員もご存じだと思うが、これについては様々な検討は中でしている。

その中で、第一には職員労働組合との話し合いというのがある。これと並行して退職手当の見直し、これはしている。前日も、組合からいろいろ批判はあったが、退職手当の見直しをしている。

第一点目は、給与制度全般に関わることだが、国家公務員、あるいは他の地方公共団体との均衡、これが給与決定原則。それから地域の民間企業を総合的に考慮して給与は決定されるべきものと法律上、地方公務員法24条の中にある。基本的には国家公務員に準じて制度が成り立っていると。

退職手当の見直しの関係についても、実は100分の6、全体では200万ほど削減を去年と今年で行った。これは、率の、退職手当の支給割合が低下する見直しが既にしている。

今の行革の中では、これも国家公務員に準じているが、退職時の特別昇給。これは1号、経過を申し上げると、公務員には定年制度がなかった時代、昭和60年だと記憶しているが、61年に定年制が施行された時の一つの方法論として20年以上勤務の場合はいくらか退職時に昇給させるというのがあった。これは見直しをした。

そういうことがあるが、具体的にここに書けないことは御理解いただきたい。ただ、書いているもの、特殊勤務手当の見直し等とか、いろいろあるので、これから、実施計画の中で盛り込めるものは盛り込みたいということで御理解いただきたい。

それから、給与制度の適正化の問題については、これは先ほども話したように、国家公務員あるいは他の地方公共団体の均衡を考慮し、かつ人事委員会の勤告制度の中で給与制度は成り立っている。その範囲内でやっているというのを御理解いただきたい。

ただ、昨年、行政改革の中で、それとは別個に職員の、2%から6%の給与カット、全職員24,000人位の職員の給与カット、年間30億円、これをやっており、適宜これから適正管理に向けて一層やっていきたいと考えている。

行政経営推進室  
阿部室長

会社の経営責任の問題だが、実は、会社については春から会社等の改革のための懇話会をつくっており、そちらで会社の理事長の経営責任の問題も含めて、会社の理事長の選任の仕方とか、会社の経営の在り方等についていろいろ御議論いただいた。

その中で、会社については、単に理事長の経営責任ということだけではなく、それも含めてもっと広く、会社の経営の在り方についてきちっと点検評価していきましようということで、経営評価委員というのを置くことが懇話会から出された。それを受けて、今回この経営評価制度の導入というものをここに書かせていただいたということで、中味的には会社の経営者の経営責任も点検することがその中で明示されているので、それを含めてのここの表現になっている。

大黒委員

全体的にオブラートで包んで、よく訳が分からないようにしているという気がするが、どうして、例えば今の経営責任についても明確化していくという一文がどうして入らないのか。

それから先ほどの人事課長の説明でも、例えば、他の行政体はこうだけれども、青森県の財政状態はこうだから、これしか出せませんと。そういうことはあっても別に何も不思議はないわけでしょう。そのところを思い切ってやって下さいという要望を出したわけである。

それを、よそに比較してとか、大手に比較してとかいうようなことで、うまく逃げられては、せっかく民間の意見を反映させていきたいと要望されて出てきた私にとっては、何しに出てきたのかなという気がする。もっと思い切ってやっていただきたい。

人事課  
大塚課長

行革の趣旨は、これは十分我々も承知をしているし、給与の適正化に向けた様々な検討をやっていかななくてはダメだということも十分承知している。

ただ、今後この5年間の中で、全くやらないということではなくて、できるものについて、組合と、それから職員の皆さんの理解をいただきながらやっていきたいことについては、どれをどう直すかということについては今お話できないということで御理解いただきたい。

やっていくのは間違いないことで、今後5年間の中で適正化に向けた対応をしていくと。それは他県よりも先んじてやる部分もあるし、国の制度よりも超えた見直しをやる場合もあるだろうと。そこは今の段階では申し上げられないということで、何もやらないということではないので御理解いただきたい

今委員長

今後の実施計画の中でどれだけ具体的になるかということのようである。

行政経営推進室  
阿部室長

公社の経営改革について、実は具体的な実施計画をこれから出すわけだが、その中では当然書く。ただ、あくまでも今回のこの行革大綱の書きぶりの中では、ここで我々としてやりたいのは公社の経営改革。だから、公社の経営改革をやるにはこういった形で公社等の経営状況とか業務執行状況、この業務執行状況の中には当然経営者としての業務執行の在り方とか入っている、そういうものをきちっと点検すると。

その中の一つの項目としては、例えば理事長の経営責任というものも当然出てくるが、それももちろんきちっとやる。ただ、それは具体的な、これを受けたいろんな実施要領とか、そういったものの中で、それ以外の部分も含めてもっと細かく書いていきたいと思っている。

今委員長

民間の意見をできるだけ反映して欲しいという要望があったということなので、そのことは今後の実施計画の中で、どこまで反映できるかということはあるだろうが、御意見があったことは考慮していただきたい。他には。

田中委員

生活創造推進プランとの整合で、いくらか改定されたということで、ずっと読ませていただいたが、非常に妥当な線だと思った。

ただ、何回か読ませていただいて感じたこと、非常に細かいことで申し訳ないが、2、3申し上げると、読点、非常に多い文章と、そうでないものがあるような感じがして、無駄な読点はやめたほうがいいのではないかということ。

これは私個人の感想なので、私も本を読んだりしますとそういうものもあるし、どれが正しいとは言えないにしても、例えば、1ページの上の方、「平成13年11月に青森県行政改革大綱を改定してから、」この読点を取って、「3年を経過し、」その読点はいいんですが、「本県を取り巻く社会経済情勢は、」の読点は取って、というような具合にして、あまり読点が多いのもちょっと読みにくいのではないかと。そういうのを整理したらいかがかというのが第一点思った。

それから、非常に分かりにくい言葉が、これは行政、お役人さんの文章なんだろうと思うが、1ページの下から2ページにかけて、2ページの一番上なんです、「改革プランで掲げる歳出削減、」ここは中点でいかがかと。「歳入確保等の取組を徹底し、及び加速するとともに、これに加えての」と、非常に読みにくい感じがした。

もう少しこの文章を整理したらいかがかと。例えば、「取組を加速徹底するとともに、」これに加えてを取って、「新たな視点からの取組を含めた」とか、こういう少し文章を、内容はいいんだが、整理して、もう少し分かりやすいように改めたらいかがかと思った。

同じページの下線を引いている部分だが、ここも非常に文章が長くて、これはいろんなものを入れなくてはいけないので長くなったのだろうけど、これも非常に分かりにくい。

この文章、「推進により、」、「推進し、」と、「推進」だけが4回も5回も出てくる。これを例えば、「強力な実行により」とか、もう少しその辺の工夫がないものか。

それから、「実現を目指すものです。」と、この主語と言うか、一番前は「この大改革の強力な推進により、」とずっときて、「実現を目指すものです。」と、ちょっとおかしい感じもする。この前の文章は、「この大改革は、」そして「図るものです。」と、これは分かるが、「この大改革の強力な推進により、」ずっときて、「実現を目指します。」と、こう言った方がいかがかと、いったような具合に。これは県民に提示することだから、もう少し分かりやすい形に表現できない

特別対策局  
天童局長

ものかと思った。

それから、26ページで一つ質問があるが、真ん中辺に「県のホームページやパブリシティ」とありますが、国語辞典を引いてみると、公開、周知徹底とか、宣伝、主体がよく分からない形で媒体を利用して行う宣伝方法という具合に辞典には書いてあったが、具体的にこれは何を意味するのか、お聞きしたい。

26ページのご質問の点の前に、いろいろと文章のお話があったので、申し上げたいと思う。句読点が多すぎるということでおっしゃっているが、私どもの、これも一つの公用文であるが、そういうものをいろいろと吟味しながらやってきている中で、できるだけ分かりやすくという観点からいろいろと議論をした。文章の点についても、句読点も含めているんな議論をしながらまとめたものがこういうものであるということ。

一例申し上げますと、2ページ、先ほど「歳出削減、」次に「歳入確保」の中で中点とおっしゃったが、私どもは財政改革プランで掲げる歳出削減、歳入確保等、A、B等と、この流れの取組みを表現するものとして歳出削減、歳入確保等と言っているつもりである。

それから、「これに加えての新たな視点から」は、財革プランで掲げる歳出削減の取組を徹底して加速させるというのが一つ。で、これに加えて、更にこういう具合にやらなければどうにもならないということも含めて、そこに明示するわけであり、むしろ、「これに加えて」とかを省略することによって、かえって分かりにくくなるんじゃないかなということも議論をし、そこは一つの見方、とらえ方の問題があるが、そこは田中委員の御指摘の部分もいろいろあるとは思いますが、そこはそういう形で、私どもなりにいろいろとやりとりした結果だということによって御理解を賜ればと思う。

それから、26ページのパブリシティの関係は広報広聴室から。

広報広聴室  
五十洲  
企画調整報道監

パブリシティというのは、私達は日常的に使っており、そういう意味では一般的な方には馴染みがないと思うが、ここで言いたいのは、要するに印刷物をはじめとする各広報媒体、これは御承知のようにテレビ、ラジオ、それからメールマガジンと称した電子媒体とか、様々なものを利用する他に、当然として県のホームページ、そしてここで言うパブリシティというのは、ニュースや報道記事として取り上げもらうため、新聞社、あるいはテレビ局にこちらの方から情報を提供していくと、そういうことを我々パブリシティという言葉を使っていたものなので、このように表現させていただいた。

この辺については、括弧して注書きを付けるとか、行革を進める部署ともう一度相談させていただきたいと思う。

今委員長

よろしく願います。他にどなたか御意見ございませんか。

青木委員

4ページ目で、先ほど説明があった行政改革の取組の実施スケジュールを定め、という文言がここに明記されたことはとても良いことだと思っている。

実施スケジュールを定めるということと同じくらい取組状況を点検するという作業が非常に大切なのではないかと考えている。

先ほど、点検を具体的にどうするかという御説明があったが、取組が実施されたかされなかったか、そしてされなかった場合にはどういう理由でされなかったか、という御説明だったかと思うが、それを一歩踏み込んで、実施された内容が果たしてどういうものだったかという評価のところまで持っていくことができないかなと感じた。評価基準が厳しければ厳しいほど、改革の内容が高いレベルで実現されると思うので、評価というところまで持って行ければいいのではないかと考えた。

ただ、評価に当たっては、一定の評価基準が必要だし、果たして誰が評価をするのかという問題が様々あると思うので、簡単な作業ではないが、そこまで踏み込んでやることによって行政改革の着実な実行が最後まで責任を持って果たせるのではないかと感じた。

今委員長

今の点は大変大事なところだが、いかがでしょうか。

行政経営推進室  
阿部室長

スケジュール以上に点検が大切だというお話だが、我々も当然点検についてはきちっとやっていきたい。それで、評価というお話だったが、実は我々まだこれについて具体的にどういった形で点検をしていくのかというのは、正直言ってまだ決めていないが、具体的な点検評価に当たっては、当然委員の皆様にも御報告をして、御意見を伺った上でやっていきたいと思っている。

ただ、現時点で、どういった形で、評価基準、そういったもの、どういった場合に定めたらいいのか、つまり、定数は削減するとなると、それは削減した結果が全てになるので、そこに評価の基準とかは特にないので、ですから、ものによっても違って来るのかなと思っている。

特別対策局  
天童局長

そこら辺について検討になるわけだが、今のお話を受けて、瞬間的に考えた場合に、私どもこの行政改革大綱というものを定めるために、この委員会でいろいろと御議論をいただき、やりとりしながら、項目、中味も含めて決めていくわけであり、そこに基づく具体のものという形で実施計画の中で、という流れになるので、その評価といった場合に、評価基準でここまでくれば云々とか、こうでなければということ



が、必ずしもそこで出てくるのかなと、その辺も含めて難しいなという部分もあるなど感じる。

いずれにしても、行政改革大綱の中味を決める際にお諮りをして御審議をいただいているわけですし、それからその他の、実際どうやったかということについての、そういう見方についても委員会の中でまたやりとりしていただくこともあるわけなので、そういうものを含めて今後検討していきたいと考えている。

青木委員

民間企業のように、最少のコストで最大の成果を上げるという、単純な評価基準がないところが行政の難しいところだと思うが、そのために結果の効果が曖昧にされたという問題が今まであったと思うので、有意義な評価の仕方があるかどうか私もよく分からないが、やりっ放しということではなくて、最終的なところまで責任を持って進めていきたいと考えて申し上げます。

特別対策局  
天童局長

実施計画の中でこうやっていきます、何年度でどうやっていきますということをお示しし、決めるわけですね。そうすると、そこについて、例えばそこに数量的なものが入っているのであれば、それがどこまで年度的にどういったかとか、そこら辺のところは明らかになるわけなので、従前の取組の中でそこら辺が、曖昧なところが無かったかと言えば、ものによってはあったのかも分からないが、私どもはできるだけそういう個別のものを明らかにしながら、こういう具合にやります、こういう形で実現しますということで考えていきたいということである。そこをちょっと付け加えさせていただく。

今委員長

関連で、これは私の方からですが、4ページの下から4行目の最後の段落。庁内には推進本部があると、それから、「及び」のところだが、県行政改革推進委員会、この委員会に取組状況を報告し、「その意見を聴きながら推進します。」とあるわけだが、毎年作る実施計画、それについての点検評価はどこがやるかというのはここには書いてないですね。それは、ここの推進委員会がやるわけではないんですね。

行政経営推進室  
阿部室長

あくまでも庁内に設けてある推進本部、ここが主体となって進めていくが、その際にはこの委員会にお諮りして、御意見を伺いながら進めていくということで考えている。

今委員長

本部で決める、その時にこの委員会でいろいろ意見を聴くと。そうすると、先ほど、委員から非常に厳しい意見があったわけだが、その実施計画だと、例えば不足ではないかとかというようなことを言う場があるということになるのか。

行政経営推進室  
阿部室長

そういう御意見をお伺いする機会は設けたいと思っている。

今委員長

それを1年経ってみて、実施計画、実績も報告するという流れのようになるわけですね。分かりました。

ここだけの文章だと、具体的にどういう形で評価点検のプロセスが進むか、あまりプロセスとしては書かれてない。大綱だから、その方向を書くということだけでいいんだということかもしれないが、そこは御意見があったということは考慮していただきたい。

その他に、山本委員、お願いします。

山本委員

全体的に、要望も含めて意見を申し上げたいと思うが。

先ほど、今委員長が言われるように、ほぼこの議論、収斂されつつあるんじゃないかと、私もそう考えている。しかし、感想としては、一委員として100%こういう方向で納得したということではなく、例えば、ある意味で不満というか、もう少し突っ込んでいただきたいと思うのは、県民や県庁の職員は非常にこのことについて多かれ少なかれ痛みを感じるわけだが、ただ、青森県の財政をここまで大変にしてきたという主体の一員として県議会にも責任があるんじゃないかと、私はそう思う。

そういう意味で、県議会が何ら痛みを感じないままにという部分については、具体的なことはともかくとしても、そういう不満を私は持っているが、ただ青森県の将来を見据えて、当面5年間であるが、この案で乗り切りたいということについては支持したいと思う。

その上で申し上げたいが、この行政改革を推進するに当たって、一つは住民サービスの低下につながる一律的な実施ということは、是非なくしていただきたい。

逆に、地域の活性化につながる施策、それから県民生活の、いわゆるセーフティネットづくりをむしろ主体に考えた行政改革の推進、そういうことに心掛けていただきたい。

それから、先ほど青木委員からも御指摘があったように、実は私も行革推進の過程において、いわゆる実施事業の進捗状況だとか、政策評価などについて、1年ごとには言わないが、適宜情報公開を行っていただきたい。

その上で、幅広い県民の、パブリックコメント的なそういう意見聴取も進めていただきたいということを要望して発言を終わりたい。

特別対策局  
天童局長

一律的な対応はダメであることは、私どももそのとおりだと認識しており、この行政改革大綱に掲げる項目を吟味する際にも、結果とし

て、例えば、これこれするという形での表現になる場合があるが、この行政改革大綱は、言ってみればある意味でエッセンスと言うか、そういうものを掲げていくと。そうでなければ非常に膨大になるということもあり、そこらも考えながらまとめている。

ただ、対外的な情報共有活動を展開するに当たっては、個別の施設ごとに、こういう形の考え方で対応します、あるいは代替として、フォローとしてこういう形でやっていきますということをしてできるだけ分かりやすく対応していきたいと思ってきたし、また今後ともそういう形でやっていきたいという具合に思う。

何も統廃合とかだけをすればいいということを私どもは決して思っているわけではなく、先ほど申し上げましたように、20世紀から21世紀にかけて、いろんな考え方、発想を転換していく必要があるという、その流れの中でのものを考えるわけだが、ただ対応としてきちっとやっていくということについては、この先も心掛けて参りたいと思う。

それから、いろんな前向きなこと、私どもが思っているのは、ある意味での手段と言うか、行財政基盤の確立を図るということでの手段的なものとして位置づけをしているわけだが、前向きの方の生活創造社会を実現していくという、企画政策部のもう一つの体系があり、これについては何としても前向きなことを大いに、強力にやっていく必要があると思っているわけで、その中でも地域経済の活性化と雇用の関係、これは「わくわく10」の中でも非常に重視するわけだし、青森県の中でいろんな予算の関係とか事業の組み立て方、私どもは行政改革大綱ということの側面だけを見るんじゃなくて、やはり大きな柱として生活創造社会の実現というのがあり、それを支える行財政基盤の確立という意味において、この行政改革大綱があり、併せて財政改革プランもあるんだということ。

全体を考えながら、そこについて、今の山本委員の御指摘を踏まえながら、情報公開をきちっとやりながら対応していきたいと考えているので、よろしく願いたい。

程川委員

12ページの6番、歳入確保の取組に関して、県税、いろんな税があるとか、いろんな収入、歳入の項目があるということを勉強してなくて発言するのは大変失礼だが、青年会議所にいる私としては、人の流れ、金の流れ、物の流れをつくる項目として、簡単に大会を誘致ではないが、人を集めるという仕組みを持って、そして県税に直接入るのではなく地域が活性化して、その利益から県税に入るといった仕組みが必要であるということは今考えている。

県税という言葉は必要だが、県民に広く理解していただくためには、県民のやる気というもの、例えば、野球をやっている方々は、全国大会をうちでやってみよう、その項目は高校野球でなくていいわけだが、

大学でも何でも結構である。そんなもので、人の流れ、物の流れ、いろんな流れをつくっていただくということは、県民により県税を上げるという効果につながると思うので、今、端的にしか申し上げられないが、そういったものも表現できればいいのではないかと思った。

観光推進課  
雪田  
企画調整報道監

平成10年に文化観光立県を宣言して以降、新幹線八戸駅開業があり、県内にイベント、コンベンションを誘致しようということで、県で助成制度を設けて取り組んでいる。

現在、各県内4か所にあるコンベンションビューローが窓口となつて、宿泊日数が延べ100日以上を対象として、県が助成している。

ただし、スポーツ関係や県から補助金が出ているとか、各県持ち回りの開催事業は対象外という要件はあるが、各市町村や大学、団体等ではコンベンション等を誘致することで、地元における経済効果が大きいので、積極的に取り組んでいる状況である。

程川委員

今の話で、より理解できた。でも、ここを強く推進していくことがより収入に対する効果、また新幹線が来る効果、また先ほど駅に行ってきたが、中国の方や、いろんな国の方が来ていらっしゃる。

そんな人の流れを県民ももっともっと感じて元気を出していくという方策、政策につながると思うので、今からですとちょっと大変だと思うが、どれかいずれかのところに表現というのは入れてみてはいいかなと思った。

特別対策局  
天童局長

歳入確保の取組というのは極めて大事で、先ほどもプロジェクターを使って申し上げた時に、歳出の削減ということだけではなく、入ってくる方を確保する必要があるということを申し上げたわけで、私も、ここに12ページから13ページまで、(1)から(4)まで掲げているが、これは、言ってみればそういう例を掲げてやっているのであり、歳入確保についてはいろんなことをやっていかざるを得ないと思っている。

だから、この主なものとして(1)から(4)まで掲げているが、その他のこと、明示するのがなかなか困難なものについてもいろいろと取り組んでいかなくてはダメだなと考えているわけであり、今、程川委員がおっしゃったことも含めて、歳入確保ということでの一つの考え方としては全部含めてあるわけなので、個別にまた一つ明示していくということもどうか。

今、おっしゃっていることは、広い意味では地域経済の活性化のためにいろんな新産業創造とか、あるいは外部の方からいろんな形でお客さんをお呼びとかということも含めて、地域が元気になるよということのために、県も、それぞれの民間においても、皆力を合わせてや

っていきましょうという、それもある意味では自主自立の青森県づくりの一つの大きな形だと思うので、したがって、そういうことで大いに便益を図りながらやっていきたいと思う。

青木委員

全体的な感想だが、これから広く県民から意見の募集をするということで、県民一人ひとりがそれぞれ異なった受け止め方を、行政改革大綱を異なった考え方で受け止めていくと思うが、私個人としては全体的にこの大綱全体の印象として、高齢者とか障害者とか社会的弱者と言われる人の犠牲が多いという印象を与えるような内容であってはいけないということを最初からずっと思ってきた。

個人的な考え方だが、そのような社会的弱者と言われる人に光をあてるような行政が、長い目で見れば県民一人ひとりを大切にする行政につながるのではないかと思っていたので、そのような内容ではないのではないかと、ずっと最初から思っていた。

今回、重点分野のところ「福祉」という単語が削られたが、これは決して「福祉」を軽視しているということではないと思うが、この厳しい行政改革大綱の中で「福祉」という単語があったことをちょっと安心していましたが、これが削られたことを少し残念に思っている。

特別対策局  
天童局長

新青森県基本計画「生活創造推進プラン」との整合を図るという意味において置き直しているということがあるわけで、今の「生活創造推進プラン」の中で福祉というものが、例えば今までと違った形のとらえ方をしているかというのは、決してそうではないという具合に認識している。

私どもは、「生活創造推進プラン」との整合を図るべく考えているということで、企画政策部から、それについて御説明をお願いします。

企画課  
小寺総括副参事

今回、基本計画との整合性を図るという観点から「健康」ということで表示させていただいているわけだが、それは決して「福祉」を軽視するというのではなくて、プラン本体の方を見ていただければ分かるが、例えばプランでは大きく5つの社会像を掲げている。

その中で2つ目に、健やかで安心して暮らせる社会を目指していくということにしているわけだが、その中で当然、健康も大事であるし、それから福祉の分野も大事であるし、ある面では医療の分野も大事だということで、それを健康、医療、福祉、トータルで推進していこうということにしており、そういった中で自主自立を目指すという観点から、県民一人ひとりが健康であるということが大きな地域の力になるという観点で、代表的な表現として「健康」という表現を使わせていただいているということである。

今委員長

よろしいでしょうか。

それではほぼ御意見も出尽くしたように思うので、今日審議した改定素案、一次素案の一次が取れて改定素案になったわけだが、これについては基本的に了承ということでもよろしいでしょうか。

いろいろ御意見がありました。表現の問題もありましたし、もう少しこのところという御意見もあったわけだが、基本的には了承ということでもよろしいでしょうか。

(異議なし)

はい、それでは了承といたします。

この後のスケジュールについて、県の方から説明をお願いします。

行政経営推進室  
阿部室長

お手元にスケジュール概要をお配りしているかと思う。

10月14日に大綱改定素案を決定し、本日第5回の委員会で皆様から御審議いただいたということである。

本日、御了承いただいた行政改革大綱改定素案については、先ほど御説明したとおり、現在、県民の皆様から幅広く御意見を伺うためのパブリックコメントを並行して行っている。

今後、パブリックコメントで出された御意見等を踏まえて、必要に応じて改定素案を修正させていただいた上、11月の下旬には改定案という形で取りまとめて、最終的には11月の定例県議会における議論等を経て12月の下旬に大綱決定と考えている。

なお、今後の委員会の開催については、この表にあるとおり11月の下旬に大綱改定案が決定された後、その内容について御説明することで考えているわけだが、仮に素案からの修正の内容が、大体収斂してきたということなので、微調整に止まる場合も十分考えられる。

そういった場合については、委員長とも御相談をさせていただき、委員会の皆様方お忙しいと思うので、委員会の開催に代えて文書報告したいということも考えているが、いかがいたしましょうか。そこら辺について御判断いただきたいと思う。

今委員長

今、県の方から、当初考えていた11月と12月の委員会、これについての御提案です。

つまり、この改定一次素案、それからその前の案もありました。そこからいろいろ議論しまして、我々の意見も踏まえて、それからそれ以外のところの意見も踏まえて少しずつ修正してきたわけだが、先ほど山本委員からも発言があったが、大体収斂したんじゃないかと。

大きな項目、これが抜け落ちてそれは困るというようなことではなかったように思う。そうすると、これ以降、パブリックコメントと県

議会の方で大変大きな問題が出てくれば別だが、もしそういうことでなければ基本的にこの改定素案ということで、多少の表現上の修正、多少の字句修正はあるかもしれない。先ほどのパブリシティをもう少し分かりやすくするとかというようなことはあるかもしれないが、基本的にこれでいくのであれば、委員会を開かず文書で説明するということがよろしいのじゃないかと思うが、いかがでしょうか。

(異議なし)

今委員長

了承いただいたということで、私と県の方で相談して、必要であればやるというふうにいたしたいと思う。  
それでは本日の会議はこれまでにする。

特別対策局  
天童局長

長時間にわたる御審議、お疲れ様でした。  
先ほど、改定素案について御了承いただきまして誠にありがとうございます。  
私ども、市町村、関係団体、個別の方々など、情報共有活動を展開してきているが、まだまだこれからだと考えている。  
この先、先ほども説明したが、県内3地区で、三村知事自らが行政改革大綱改定素案と生活創造推進プランの説明をやる。私どもも情報共有活動のために全力を尽くしていきたい。  
道はまだまだ先であると認識しており、これから作業を一生懸命やっていくので、何卒、御支援、御協力をいただきたい。

行政経営推進室  
平沢総括副参事

それでは、本日の会議はこれで終了させていただきます。  
なお、次回の会議の開催については、先ほど決定されたとおりとさせていただきます、改めてこちらから委員の皆様にご連絡しますのでよろしく申し上げます。